

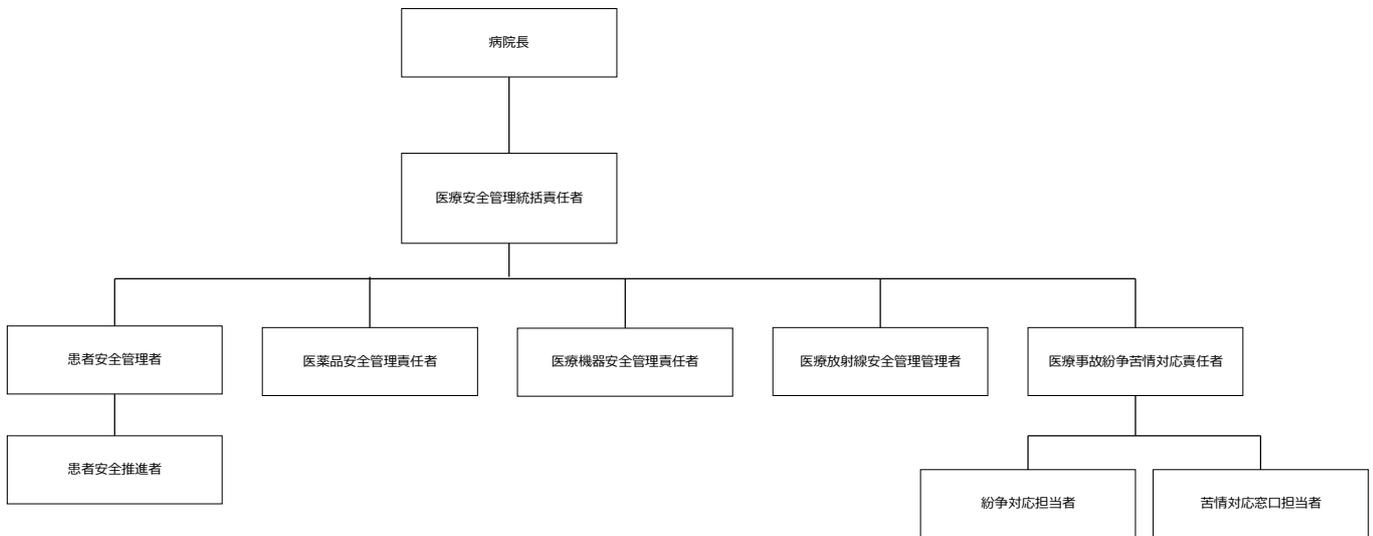


院内医療安全に関する指針

1. 院内医療安全対策に関する基本的な考え方

医療安全は医療の質に関わる重大な課題です。また安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、当院及び職員個人が医療の安全の必要性・重要性を病院及び自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することが最も重要です。このため当院はこの指針を活用し、医療安全対策委員会及び医療安全管理課を設置して医療安全管理体制を確立するとともに院内の関係者の協議のもとに、独自の医療安全管理規定及び管理のためのマニュアルを作成しています。また、インシデント・アクシデントレポートの評価分析により、マニュアル等の定期的な見直し等を行い、医療安全管理の強化充実を図るものとします。

2. 院内医療安全対策組織に関する事項



3. 院内医療安全のための職員研修に関する事項

職員の個々の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上を図るための基本的な考え方及び具体的な方策について職員に対し年間研修計画に従い年2回以上研修会を開催します。

4. インシデント・アクシデントレポート報告に関する事項

組織で発生した事故・紛争を把握するため、そして、潜在する事故・紛争を防止し、対策を講じるため報告システムを導入しています。患者影響レベルによりレベル0からレベル5迄の報告判断基準に従い、電子カルテ上のシステム入力を行い、入力されたレポートは医療安全管理課で集計し、翌月医療安全対策委員会で報告しています。重要と思われる事例に対して患者安全管理者による発生状況の把握や関連部署との連携、必要に応じ職員への注意喚起や周知、指導を行い、対策立案・改善につなげ、評価していきます。

5. 院内医療事故発生時の対応に関する事項

院内医療事故が疑われる事例が発生した場合には、発生部署所属長が部門長・患者安全管理者に報告し、患者安全管理者は発生部署と協力して速やかに現状の確認、関係者への事情聴取、証拠保全等を行い院内事故調査を行います。必要に応じて緊急対策会議を開催し、各種届出の必要性や院内医療事故調査委員会設置の必要性等検討し、対策を講じていきます。法令上の報告が義務付けられている医療事故と判断した場合には、マニュアルに沿って速やかに報告し対応します。また、必要に応じて外部委員を招聘し、支援を受けることができます。患者様・ご家族様に対しては誠心誠意をもって治療に専念し又説明等を行います。

2022年4月1日改定

医療法人社団愛友会 伊奈病院 医療安全対策委員会